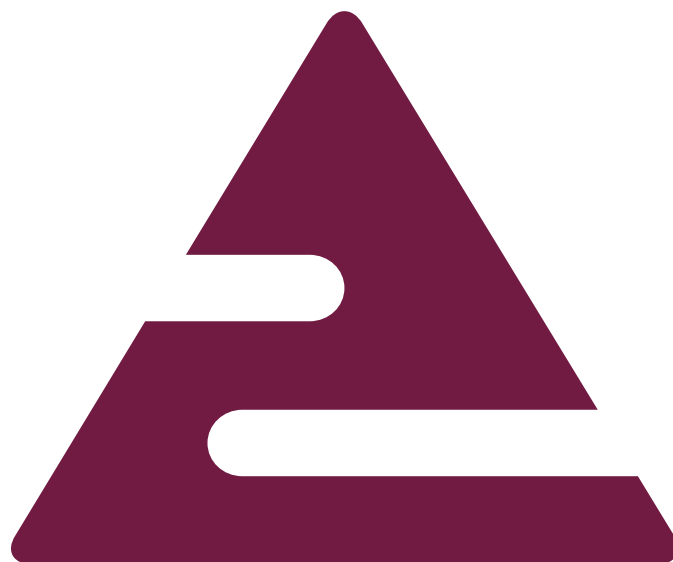


えびの市過疎地域自立促進計画

(平成28年度～32年度)



宮崎県えびの市

は し が き

過疎地域自立促進特別措置法に基づく、えびの市過疎地域自立促進計画（平成28年度～32年度）を策定する。

自立促進計画の策定にあたっては、『大自然と人々が融合し、「新たな力」が躍動するまちえびの』－南九州の交流拠点都市を目指して－を将来像に

- | | |
|---------------------------|-------------------|
| 1 新たな活力を生む“産業づくり” | 【産業の振興・都市基盤の整備】 |
| 2 志と郷土愛を持つ“人づくり” | 【教育・文化・スポーツの振興】 |
| 3 誰もが元気“健康のまちづくり” | 【保健・医療の充実】 |
| 4 みんなのかおが見える“協働と福祉のまちづくり” | 【住民福祉・福祉の充実】 |
| 5 自然と調和した住みよい“生活環境づくり” | 【自然環境の保全・生活環境の整備】 |

を基本目標に、地域の自立促進のための施策を総合的かつ計画的に進めることとし、計画期間は、平成28年度から平成32年度までの5か年間とする。

平成28年3月

えびの市長 村岡隆明

		目	次
1	基本的な事項	1	4
	(1) 市の概況	1	(1) 現況と問題点
	〔自然条件〕	1	① 水道
	〔歴史的条件〕	1	② 生活排水処理
	〔社会的条件〕	1	③ 廃棄物処理
	〔経済的條件〕	1	④ 消防・防災
	〔過疎の状況〕	1	⑤ 公営住宅
	① 人口等の動向	1	⑥ 公園
	② これまでの対策	2	(2) その対策
	③ 現在の課題と 今後の見通し	2	(3) 計画
	〔産業構造の変化〕	3	5 高齢者等の保健及び福祉の向上 及び増進
	〔地域の経済的な立地特性〕	3	(1) 現況と問題点
	〔社会経済的発展の方向と概要〕	3	① 高齢者福祉
	(2) 人口及び産業の推移と動向	3	② 児童その他の福祉
	① 人口の推移と見通し	3	③ 保健
	② 産業構造の現況と 今後の動向	5	(2) その対策
	(3) 市町村行財政の状況	7	(3) 計画
	① 行財政の現況と動向	7	6 医療の確保
	② 施設整備の現況と動向	7	(1) 現況と問題点
	(4) 地域の自立促進の基本方針	10	(2) その対策
	① 諸生活環境の整備	10	(3) 計画
	② 人・心・文化の醸成	10	7 教育の振興
	③ 産業の振興	10	(1) 現況と問題点
	(5) 計画期間	11	① 学校教育
2	産業の振興	12	② 社会教育
	(1) 現況と問題点	12	③ 生涯スポーツ
	① 農業	12	(2) その対策
	② 林業	12	(3) 計画
	③ 畜産	12	8 地域文化の振興等
	④ 地場産業	13	(1) 現況と問題点
	⑤ 企業誘致及び起業	13	(2) その対策
	⑥ 商業	13	(3) 計画
	⑦ 観光	13	9 集落の整備
	(2) その対策	14	(1) 現況と問題点
	(3) 計画	15	(2) その対策
			(3) 計画
3	交通通信体系の整備、情報化 及び地域間交流の促進	18	10 その他地域の自立促進に関し 必要な事項
	(1) 現況と問題点	18	(1) 現況と問題点
	① 交通	18	(2) その対策
	② 情報化	19	(3) 計画
	③ 地域間交流	19	(再掲) 過疎地域自立促進特別事業
	(2) その対策	19	
	(3) 計画	20	

1 基本的な事項

(1) 市の概況

〔自然条件〕

えびの市は、宮崎・熊本・鹿児島3県の県境、南九州のほぼ中心に位置し、面積282.93km²、平地標高約230mの盆地状の田園都市である。市の南部を20余りの火山からなる霧島山が形成し、その山すそは北に向かってなだらかな傾斜の台地となっており、北部は九州山地が南下し、これを形成する連山が急傾斜で南に向かっている。この両山系に囲まれた中央部に川内川が西へ流れをとっている。気候は盆地特有の寒暖明白な内陸性気候で、年間平均気温16℃、年間降水量3,444mmとなっている。

〔歴史的条件〕

旧藩時代は薩摩藩に属し、明治22年の町村制施行により飯野村、加久藤村、真幸村が置かれ昭和30年までにそれぞれ町制を施行、昭和41年11月3日に3町が合併し「えびの町」となり、さらに昭和45年12月1日に市制を施行して「えびの市」となった。

〔社会的条件〕

本市を取り巻く社会的条件として、鉄道については明治42年に肥薩線が、大正元年に吉都線がそれぞれ開通し、古くから農林産物の流通に貢献してきた。また高速道の整備は計画的に進められ、平成7年の九州縦貫自動車道全線開通により、宮崎・鹿児島の近郊都市へは約1時間、福岡・北九州へは約2～3時間で行けるようになり、平成16年度には念願であったえびの人吉間が完全4車線化で供用開始された。国道は、221号（人吉～都城）・268号（水俣～宮崎）・447号（出水～えびの）があり、これに主要地方道3路線、一般県道8路線、市道980路線が一体となった交通ネットワークを形成している。

〔経済的条件〕

本市のもつ交通の結節点としての機能は、南九州の各拠点都市を結ぶ中心都市としての位置づけ、人的・物的な交流拠点都市としての優位性をもたらしている。この特性を生かしての企業の誘致・集積が可能であり、今後も企業立地を推進し、就業機会の増大及び地域の活性化に繋がることが期待される。誘致企業においては、市の特性と豊富な自然的資源等を有機的・複合的に活用するとともに、基幹産業である農業との融和を図り、農工併進型を推進することで、市の経済的發展に大いに寄与することが期待されている。

〔過疎の状況〕

① 人口等の動向

本市の人口は、昭和25年の41,000人をピークに年々減少の一途をたどり、特に昭和30年代後半から40年代にかけて、高度経済成長下における都市部への急激な人口流出が続き過疎化が起こった。

その後、大都市圏への過度な人口集中や、過疎対策の行政措置が講じられたこと、住民意識の変化などにより人口流出は鈍化の傾向をみせた。昭和56年の陸上自衛隊えびの駐屯地の誘致や大型小売店舗の進出等による新たな雇用の場の創出によって人口減少に歯止めがかかった時期もあった。さらに、企業の誘致、高等学校・専門学校の誘致等により若年層を中心とした人口定住を図ったが、人口減少への抜本的な解決には至っていない。また国や県の出先機関の再編を受けて、えびの市で多くの公共機関が縮小・廃止となり、それに付随して定住人口の減に繋がった。特に、陸上自衛隊えびの駐屯地は、大幅な人員減となり、真に人口問題について懸念される。

本市は出生率が高い水準にあるが、女性人口が減少しているために出生数は微減傾向である。また全国的に第1次ベビーブーム世代が老年人口へシフトしている中で高齢化の傾向が本市では特に顕著である。それに対して年少人口は著しく減少しているため、地域活力の衰退を防ぐため

に解決すべき多くの課題を抱えている。

過疎化の要因として最も大きいと考えられるのは「就業の場の不足」である。基幹産業の農業において、土地基盤整備の遅れ、減反政策などによる収益の伸び悩み、農産物の価格低迷や燃料・飼料等の高騰などを背景に、深刻な後継者不足が生じており、昭和40年代と比較し就業人口は約半数になっている。また、第2次・第3次産業従事者の比率は年々高くなっているものの、市内の就業の場は不足しており、結果的に生産年齢層の市外流出が続いている状況にある。特に進学や就職に伴って18歳から22歳の若年層が市外に流出している。人口の主な流出先としては県内では、宮崎市、都城市、小林市等の近隣の都市部への流出が多く、その中でも小林市への流出が非常に多くなっている。九州内では、鹿児島県鹿児島市、霧島市、福岡県への流出が多くなっており、都市部への人口流出が顕著となっている。

本市の人的交流の度合いを測る上で有効な数値である滞在人口¹の分析では、鹿児島県湧水町を除き、都城市や鹿児島市を中心に総じて本市を訪れるよりも、その市町村へ出かける傾向が強く、それは平日よりもとりわけ休日の方が多い状況である。

② これまでの対策

平成2年度から平成11年度までのえびの市過疎地域活性化計画では、「産業の振興」と「環境の整備」を基本目標に掲げ、諸施策を推進してきた。人口流出が続き、地域社会機能が低下し、生活環境が他の地域と比べて低位であり、また財政基盤も脆弱な中で、農林畜産業の生産基盤整備、矢岳高原をはじめとする観光施設の整備、市道、農道を中心とした交通網の整備、防災施設やごみ処理施設、上水道や公園などの生活環境の整備、高齢者福祉施設の整備、学校教育施設や文化施設、地区体育館の整備、国際交流センターの整備など、市民生活の基本的な施設整備を中心に、地域活性化を図るための諸施策を推進し、高等学校・専門学校の誘致や企業誘致を図ってきた。

平成12年度からのえびの市過疎地域自立促進計画においては、生産基盤整備、観光施設整備、交通網整備を推進し、特に、高齢者対策として養護老人ホームの移転改築、市立病院の医療機器の高度化などに力を入れ、さらに定住対策として公営住宅整備や工業団地整備を行い企業誘致に努め人口の定住促進を図ってきた。また、学校教育関連施設の耐震化の推進や、人づくり、地域づくりのための拠点整備として飯野地区コミュニティセンターの建設を行ってきた。

過疎地域自立促進特別措置法の失効期限が6年延長されたことによる平成22年度から平成27年度までのえびの市過疎地域自立促進計画においては、生産基盤整備、観光施設整備、交通網整備を推進し、特に、道の駅・物産館整備事業に力を入れ、さらに上水道などの生活環境の整備や、過疎地域自立促進特別事業を活用した子ども医療費助成事業、医師確保対策推進事業等を実施し、福祉の向上や医療の確保に努めてきた。また、引き続き学校教育関連施設の耐震化の推進を行ってきた。

③ 現在の課題と今後の見通し

本市においては、平成2年・平成7年に策定したえびの市過疎地域活性化計画に引き続き、平成12年にえびの市過疎地域自立促進計画を定め、さらに平成22年にはえびの市過疎地域自立促進計画を期間延長して、過疎対策・人口対策に取り組んできた。しかし、依然として続く若者を中心とした人口流出には歯止めがかからず、高齢者比率は37.56%（平成27年4月1日現在）で、高齢化率40%以上の自治会が36自治会となっており、半数以上の自治会が高齢化率40%を超えている状況である。

若者の定住促進のため、就業の場の確保・増大や生活基盤の整備、U I J ターン者の受入体制・環境等の整備を図ることが課題となっている。一方、高齢者に対する福祉サービスの一層の強化・充実を図るとともに、高齢者を地域づくりの一担い手として地域活動への参加を促し、高齢者が生きがいをもてる地域づくりを進めていかなければならない。そのためには地域資源を生かした産業を振興することで地域の自給率を高め、地の利を生かした企業誘致を行うことで地域経済を押し上げ、安定した雇用を創出し、ライフステージ（結婚・妊娠・出産・子育て）に応じ

¹ ある地点に2時間以上滞留した人の数。

た切れ目のない支援を行い、インフラ整備や地域内外の連携を深めることで、住みよいまちづくりを進め、本市の魅力を一層積極的に発信して交流人口の増加や市外向けにUIJターンを含めた移住促進を図ることが求められている。今後も、本市における課題解決に向けた諸施策を一層積極的に推進し、絶えず変化を続ける社会情勢を見極めながら、本市の持つ豊かな地域資源や優位性を有効に活用した地域づくりを推進することにより、地域の自立促進が図られるものと考えられる。

〔産業構造の変化〕

本市における産業の中心は、社会情勢の変化に伴い、第1次産業から第3次産業へと移行してきており、第3次産業就業者は、本市の就業人口の約半数を占めるほどになった。第1次産業就業者は、減少傾向にはあるが、県と比較すると依然として高い数字であり、本市の基幹産業として位置づけられる。（表1-1(6)参照）

〔地域の経済的な立地特性〕

本市の南部は霧島錦江湾国立公園の北端にあたり、北部は九州山脈の南端にあたる。中央部には水量豊かな川内川の恵みを受けた肥沃な盆地が広がっている。雄大な自然景観を誇るえびの高原をはじめ、県立矢岳高原や白鳥森林公園、県内唯一の京町温泉郷などの自然・観光資源に恵まれている。また、南九州の中心に位置し、高速道を中心とする交通網の整備・発達により周辺都市や空港へのアクセスにも優れ、企業の誘致・市場の拡大等が期待される。

〔社会経済的発展の方向と概要〕

平成22年度における全産業の総生産額は649億2,700万円であり、前年度と比べて6.62%の減少であった。これは、平成22年4月20日に宮崎県都農町で発生し、同年4月28日に本市でも第一例目が発生した口蹄疫による影響が大きいと推測される。これは、翌年の平成23年度まで影響し、平成24年によく口蹄疫発生前の水準まで回復したが、平成24年度の所得水準では県民所得1人当たりの分配所得を100とした場合、本市の市民所得1人の分配所得は、81.98と伸び悩んでいる状況である。平成27年10月5日に環太平洋パートナーシップ（TPP）協定が大筋合意されたが、それによる関税撤廃がなされた場合、本市の基幹産業である農畜産業の経営環境は大変厳しくなることが予測される。生産性の高い農業を推進するために農業基盤の整備に努め、消費者の安心安全志向に 대응するため、資源循環型農業²への取組や6次産業化による高付加価値化を一層積極的に推進する必要がある。

就業人口については、依然として続く人口減少を背景に、平成17年度から平成22年度までの5年間に1,232人、率にして10.79%の減少となっており、本市経済発展のためには、就業の場の創出・拡大が不可欠であるため、地場産業の育成とともに企業誘致を一層積極的に推進し、雇用機会の増大を図る必要がある。また、地域間交流等を積極的に推進することで、人口減少による地域活力の低下を防ぐことが期待されているが、民間活力を取り入れることや市民が地域課題等へ主体的に取り組む活動を支援し、市民との協働により推進する必要がある。

(2) 人口及び産業の推移と動向

① 人口の推移と見通し

本市の人口は昭和初期に約28,000人であったが、戦前には31,000人を超え、さらに昭和25年には41,000人となった。これをピークに以降減少を続けたが、昭和50年代に入りその減少は落ち着きをみせ、陸上自衛隊えびの駐屯地開設等もあり一時は微増傾向にあった。昭和60年以降再び減少を始めた本市の人口は、平成22年には21,606人と昭和60年と比較して6,428人の減少となっている。

² 畜産や農業で出る廃棄物などを地域の有機資源として有効に活用し、環境に配慮した持続性の高い農業のこと。

表1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区 分	昭和40年	昭和45年		昭和50年		昭和55年		昭和60年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 33,101	人 28,972	% △12.5	人 27,241	% △6.0	人 27,246	% 0.0	人 28,034	% 2.9
0歳～14歳	10,544	7,420	△29.6	5,741	△22.6	5,297	△7.7	5,583	5.4
15歳～64歳	19,752	18,475	△6.5	17,844	△3.4	17,740	△0.6	17,600	△0.8
うち15歳～ 29歳(a)	6,160	5,168	△16.1	4,944	△4.3	4,660	△5.7	4,230	△9.2
65歳以上(b)	2,805	3,077	9.7	3,656	18.8	4,209	15.1	4,851	15.3
(a)／総数 若年者比率	% 18.6	% 17.8	—	% 18.1	—	% 17.1	—	% 15.1	—
(b)／総数 高齢者比率	% 8.5	% 10.6	—	% 13.4	—	% 15.4	—	% 17.3	—

区 分	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 26,826	% △4.3	人 25,872	% △3.6	人 24,906	% △3.7	人 23,079	% △7.3
0歳～14歳	5,042	△9.7	4,286	△15.0	3,517	△17.9	2,812	△20.0
15歳～64歳	16,183	△8.1	15,065	△6.9	14,009	△7.0	12,567	△10.3
うち15歳～ 29歳(a)	3,493	△17.4	3,411	△2.3	3,497	2.5	2,901	△17.0
65歳以上(b)	5,600	15.4	6,521	16.4	7,380	13.2	7,700	4.3
(a)／総数 若年者比率	% 13.0	—	% 13.2	—	% 14.1	—	% 12.6	—
(b)／総数 高齢者比率	% 20.9	—	% 25.2	—	% 29.6	—	% 33.4	—

区 分	平成22年	
	実 数	増減率
総 数	人 21,606	% △6.4
0歳～14歳	2,492	△11.4
15歳～64歳	11,587	△7.8
うち15歳～ 29歳(a)	2,467	△15.0
65歳以上(b)	7,527	△2.2
(a)／総数 若年者比率	% 11.41	—
(b)／総数 高齢者比率	% 34.83	—

表1-1(2) 人口の推移(住民基本台帳)

区 分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実 数	構 成 比	実 数	構 成 比	増 減 率	実 数	構 成 比	増 減 率
総 数	25,717人	—	24,011人	—	△6.6%	22,463人	—	△6.4%
男	12,169人	47.3%	11,311人	47.1%	△7.1%	10,635人	47.3%	△6.0%
女	13,548人	52.7%	12,700人	52.9%	△6.3%	11,828人	52.7%	△6.9%

区 分	平成26年3月31日			平成27年3月31日		
	実 数	構 成 比	増 減 率	実 数	構 成 比	増 減 率
総 数 (外国人住民除く)	20,998人	—	△6.5%	20,681人	—	△1.5%
男(外国人住民除く)	9,898人	47.1%	△6.9%	9,733人	47.1%	△1.7%
女(外国人住民除く)	11,100人	52.9%	△6.2%	10,948人	52.9%	△1.4%
参 考	男(外国人住民)	7人		4人		
	女(外国人住民)	82人		67人		

人口総数をみると、平成17年から平成22年までの5年間に1,473人、率にして6.4%の減少となっているが、特に60歳未満の層では25%近くの減少率を示している階級もみられる。一方、65歳以上の人口増加は急速に進んできており、平成22年における65歳以上の人口が占める割合は県の25.8%を大きく上回る34.8%に達している。

平成24年の本市の合計特殊出生率は2.12で、全国の1.41及び宮崎県の1.73の数値を大きく超える水準であるが、自然増減の状況は、なお死亡数が出生数を上回っている。また、社会増減の状況は、若年層を中心に進学や就職を機に市外へ流出することなどを反映して、転出数が転入数を上回る社会減の状態が続いている。以上の傾向から、本市の将来人口は大きく減少することが見込まれ、平成22年時点で約2万人となっている本市の人口は、2060年(平成72年)時点では9,461人(国立社会保障・人口問題研究所推計)ないし7,713人(民間機関³推計準拠)程度にまで減少するものと推測されるが、諸施策によって合計特殊出生率を2.07とし、39歳以下移動抑制を30%とすることができれば、1万人を超える人口(10,280人)を維持することも可能と見込まれる。

② 産業構造の現況と今後の動向

本市の産業はこれまで第1次産業が大きな割合を占めてきた。したがって、以前は就業人口総数の半数以上を第1次産業が占めていたが、生産性の低さや減反政策、農作物の輸入自由化等を背景に、深刻な後継者不足や農家の減少・離農・高齢化が続き、その就業人口・割合は年々減少している。平成22年の第1次産業の就業者数は2,530人と平成17年と比較して14.3%の減少、全体に占める割合も25.9%から24.9%と1.0ポイントの減少となっており、特に第3次産業への移行がみられる。第2次産業については、これまで年々就業人口が増加してきていたが、平成7年から減少傾向に転じている。第3次産業の就業人口は昭和45年頃より徐々に増加し、平成17年には就業人口の半数を超えるほどになったが、県内の他の市部に比べて低い割合となっている。

³ 有識者らでつくる民間研究機関で、増田寛也元総務相を座長とする「日本創成会議」のこと。

表 1-1 (4) 産業別人口の動向 (国勢調査)

(単位：人、%)

区 分	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年		昭和60年	
	就業人口 (構成比)	就業人口 (構成比)	増減率 %	就業人口 (構成比)	増減率 %	就業人口 (構成比)	増減率 %	就業人口 (構成比)	増減率 %	
総 数	15,944	15,583	△2.3	14,324	△8.1	14,503	1.2	14,097	△2.8	
第1次産業	10,433 (65.5)	9,935 (63.8)	△4.9	8,083 (56.4)	△18.6	6,734 (46.4)	△16.7	5,996 (42.5)	△11.0	
第2次産業	1,725 (10.8)	1,542 (9.9)	△10.6	1,878 (13.1)	21.8	2,604 (18.0)	38.7	2,596 (18.4)	△0.3	
第3次産業	3,770 (23.6)	4,105 (26.3)	8.9	4,343 (30.3)	5.8	5,164 (35.6)	18.4	5,505 (39.1)	6.6	

区 分	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年	
	就業人口 (構成比)	増減率 %	就業人口 (構成比)	増減率 %	就業人口 (構成比)	増減率 %	就業人口 (構成比)	増減率 %	就業人口 (構成比)	増減率 %
総 数	13,478	△4.4	12,870	△4.5	12,229	△5.0	11,408	△6.7	10,176	△10.8
第1次産業	4,625 (34.3)	△22.9	3,883 (30.2)	△16.0	3,245 (26.5)	△16.4	2,954 (25.9)	△9.0	2,530 (24.9)	△14.3
第2次産業	3,187 (23.6)	22.8	3,091 (24.0)	△3.0	2,915 (23.8)	△5.7	2,457 (21.5)	△15.7	1,924 (18.9)	△21.7
第3次産業	5,664 (42.0)	2.9	5,894 (45.8)	4.1	6,062 (49.6)	2.9	5,966 (52.3)	△1.6	5,543 (54.5)	△7.1

表 1-1 (5) 経済指標の比較

(単位：人、%、千円)

項目 区分	人 口 (平22)	人口密度 (平22)	人口増減 (対平17)	第1次産業 就業比率 ^注 (平22)	人口1人当 り総生産額 (平24)	人口1人当 りの分配所得 (平24)
えびの市	21,606	76.4	△6.4	24.9	3,405	1,879
宮崎県	1,135,233	169.8	△1.5	11.4	3,151	2,292
県内市	945,222	240.5	△1.1	9.3	3,232	2,372

(国勢調査、市町村民所得主要指標)

注 分類不能の産業を含む就業者数に占める割合。

表 1-1 (6) 産業別就業人口構成

(単位：%)

区 分		昭和 45年	昭和 50年	昭和 55年	昭和 60年	平成 2年	平成 7年	平成 12年	平成 17年	平成 22年
第1次 産 業	本市	63.8	56.4	46.4	42.5	34.3	30.2	26.5	25.9	24.9
	県	37.9	29.2	23.7	21.9	17.9	15.0	13.1	12.7	11.4
第2次 産 業	本市	9.9	13.1	18.0	18.4	23.6	24.0	23.8	21.5	18.9
	県	19.5	22.6	24.5	24.1	26.5	26.6	25.3	22.8	20.8
第3次 産 業	本市	26.3	30.3	35.6	39.1	42.0	45.8	49.6	52.3	54.5
	県	42.6	48.2	51.8	54.0	55.5	58.4	61.3	63.6	64.3

(国勢調査)

(3) 市町村行財政の状況

① 行財政の現況と動向

本市の財政規模は昭和41年の3町合併以来、増大する行政需要に伴い順調な伸びをみせ、昭和63年度から平成6年度までに、歳入で49.1%、歳出で49.6%の伸びとなっていた。しかし、厳しい財政状況を背景に平成7年度以降、その規模は年々縮小している。

また、歳入構成をみると依然として自主財源に乏しく、地方交付税や国庫支出金、県支出金等に依存した財政運営となっている。

これまで、市民の多様なニーズに対応するための各種事業推進するにあたっては、乏しい自主財源のなかで多額の起債に依存していたが、ここ数年の財政健全化への取組により、投資的経費や地方債は縮小してきている。

しかし、依然として自主財源の豊かさを示す財政力指数（平成24年度～26年度）は、0.322と、財政基盤の脆弱さがうかがえる。

このような状況の中、行政需要はますます増大しており、厳しい対応を余儀なくされているが、自主財源の確保と資金の有効活用のほかに、事務事業の見直しなどの行政改革による財政健全化に向けた継続的な取組が必要とされる。

② 施設整備の現況と動向

公共施設の整備については、これまでの過疎対策事業等によりほぼ順調に進んできた。道路（市道）については、改良率で平成25年度が65.4%、舗装率で73.7%へと改善された。水道普及率については、平成25年度末で97.3%、水洗化率については71.3%となっている。小中学校危険校舎については、平成25年度には小学校、中学校の両方において面積比率0%となり、改修が完了したところである。

その他、過疎地域活性化計画から過疎地域自立促進計画において進めてきた図書館・資料館、国際交流センター、地区体育館、公園、消防防災施設、ごみ処理施設、矢岳高原の開発や工業団地、飯野地区コミュニティセンター、道の駅・物産館などの施設を整備したことで、過疎地域の生活基盤整備・人口定住促進対策が着実に推進されてきた。

今後も、厳しい財政状況を見極めながら、未整備の施設・設備については計画的に順次整備していく必要がある。

表1-2 (1) 行財政の状況

(単位：千円、%)

区 分	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成25年度
歳入総額 A	12,921,893	10,949,438	11,674,251	11,288,298
一般財源	8,502,955	6,995,096	7,014,299	6,768,383
国庫支出金	1,330,226	1,506,360	1,712,756	1,367,814
県支出金	809,188	634,346	884,151	790,630
地方債	884,600	624,600	725,872	675,647
うち過疎債	339,000	179,800	179,300	215,300
その他	1,394,924	1,189,036	1,337,173	1,685,824
歳出総額 B	12,670,525	10,679,685	11,311,315	10,894,359
義務的経費	5,972,488	5,783,734	5,288,178	5,012,027
投資的経費	2,326,448	1,309,353	1,393,639	1,014,296
うち普通建設事業費	2,233,380	1,228,739	1,347,909	849,968
その他	4,371,589	3,586,598	4,629,498	4,868,036
過疎対策事業費	1,987,103	937,522	1,903,510	1,228,678
歳入歳出差引額 C(A-B)	251,368	269,753	362,936	393,939
翌年度へ繰越すべき財源 D	2,985	0	47,114	29,017
実質収支 C-D	248,383	269,753	315,822	364,922
財政力指数	0.263	0.306	0.327	0.318
公債費負担比率	20.8	18.4	13.6	10.0
実質公債費比率		15.1	8.8	4.4
起債制限比率	9.8	10.1	7.6	廃止
経常収支比率	91.4	95.9	91.4	92.5
将来負担比率				
地方債現在高	13,401,604	10,269,439	7,461,681	7,269,529

(地方財政状況調)

表 1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	平成25 年度末
市道改良率 (%)	35.4	52.0	58.1	64.3	65.4
市道舗装率 (%)	62.6	63.2	67.7	72.8	73.7
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	51.3	40.8	43.0	70.6	66.0
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	42.7	45.0	21.2	22.1	22.1
水道普及率 (%)	81.3	87.9	95.5	97.1	97.3
水洗化率 (%)	—	—	43.7	65.4	71.3
人口千人当たり 病院、診療所の病床数 (床)	16.6	17.2	16.1	12.5	12.2
小学校危険校舎面積比率 (%)	12.3	8.1	6.0	0.3	0.0
中学校危険校舎面積比率 (%)	5.2	0.7	0.7	0.0	0.0

(公共施設状況調)

(4) 地域の自立促進の基本方針

これまで続いてきた若年層を中心とした人口流出や高齢化の進行、基幹産業である農業の低迷等による過疎化は、本市における若い労働力を減少させ、全国的な高齢化の流れと相まって、地域社会・地域経済・生活環境に深刻な変化をもたらした。

このため、過疎地域対策関連法に基づく過疎計画により、産業の振興、公共施設や生活基盤の整備に重点をおき、地域振興・活性化に向けた諸施策を展開してきた。

この結果、施設整備・生活基盤整備という面では一定の水準まで達してきたが、依然として過疎化の進行は収まらず、引き続き積極的な施策を進めていく必要がある。

過疎地域は「美しい国土を形成し、未来の世代に引き継いでいくことへの寄与」、「国土保全、地球温暖化の防止などにより国民生活に重要な役割」、「国民全体の新たな生活空間」、「高齢社会の先進モデル地域としての貢献」など我が国全体の中において新たな意義と役割を担うことが求められ、見直されており、上記社会資本整備と併せて、豊かな地域特性や地域資源を生かした過疎地域ならではの地域づくりを進めていく必要がある。

そこで本市では、特に以下の点に重点をおいた地域活性化・自立促進施策を展開することとする。

① 諸生活環境の整備

過疎地域において、市民が生涯安心して生活を送るには、福祉・医療・教育・環境・文化のあらゆる方面での生活環境整備が必要である。特に地域医療、日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持・活性化が急務となっている。

これまでの過疎対策事業により諸施設等の整備は着実に進捗してきたが、今後はこれらの施設の維持・充実を図るための施策を積極的に講じていく必要がある。また今後は「公共施設等総合管理計画」を策定して施設整備のあり方を検討し、併せて既存施設の有効活用も引き続いて取り組んでいく必要がある。

平成25年7月には、にしもろ定住自立圏共生ビジョンを小林市、高原町と本市で策定したが、近隣自治体など周辺地域と様々な分野で相互に連携・協力し、暮らしに必要な諸機能を補完し合うことで、より利便性の高い魅力あふれる地域づくりを目指していく。

② 人・心・文化の醸成

過疎地域自立促進特別措置法は、「地域における創意工夫を尊重し、地域特性を生かした自主的・主体的取組」について重点的に支援することにより、過疎地域の自立を促進しようとしている。それは、過疎地域がその豊かな自然環境や地域文化を生かした新たな生活・定住空間、地域間交流の場、長寿高齢社会の先駆けとしての新たな役割が求められていることからもうかがえる。また、えびの市自治基本条例に基づいて、住みよく、活力のある地域社会を築くためにも、地域社会を構成する個人や団体などが連携した協働によるまちづくりが求められている。

このような情勢を踏まえ、自治会や団体等からなる地域運営協議会⁴を中心に、各世代の住民が地域の運営に主体的に関わる機会の充実を図り、地域づくりの主体としての住民の意識高揚、人材育成をこれまでより更に推進する必要がある。特に、長寿高齢社会の先駆けである本市は、シニアパワーの積極的な活用が求められる。また移住・定住した若者やU・I・Jターン者などの多様な人材が地域に融合して、活躍できる環境づくりも求められている。そういった人的資源を基礎として、地域特性の再認識や地域間交流、世代間交流、地域文化の振興について積極的な施策を講じる必要があるとともに、交流人口の増大を図りながら、定住化に繋がる取組を積極的に行い、将来に希望もてる活力ある地域づくりを目指していく必要がある。その際においては、地域活性化総合特別区域計画⁵及び地域再生計画⁶等の積極的な活用を検討していく。

③ 産業の振興

本市の過疎対策において、産業の振興は最も重要な課題である。就業の場の不足による若年者

⁴ 地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成するコミュニティ組織

⁵ 産業構造及び国際的な競争条件の変化、急速な少子高齢化の進展等の経済社会情勢の変化に対応して、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る計画で、この認定を受けた区域は総合特区と略称される。

⁶ 地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域が行う自主的かつ自立的な取組を国が支援するもので、内閣総理大臣の認定を受けることで、事業の実施に当たり、財政、金融等の支援措置を活用することができる。

の流出が本市の過疎化の第一要因であり、そのことが地域活力の減退を促進していることは明白であり、この問題を解決しないことには本市の活性化・自立はなし得ない。

基幹産業として位置づけられる農業については、生産基盤を整備し、持続的に生産性を向上させるとともに、平成25年にオープンした道の駅を核に新たに農産物加工や特産品開発にも取り組みながら、生産から加工、販売までの6次産業化・農商工連携の体制を確立していく必要がある。また、新たな付加価値を創出することや、環境に配慮した資源循環型農業の推進により豊かで適切な国土形成に寄与するとともに、農家民泊等のグリーン・ツーリズムと関連付けた複合的・副次的な農業経営や効率的な低コスト生産を推進して、魅力ある産業として確立させ、後継者等の新規就農者確保・育成に努める。一方、地域における雇用の増大・所得の向上を図るために工業団地造成等の環境整備を行いながら、引き続き企業の誘致を積極的に進めていかなければならない。

さらに、本市の持つ豊富な温泉資源など地域の特色ある観光資源や歴史・文化資源等を活用した観光振興施策を進め、都市や近隣市町住民との交流について、スポーツ・文化・農業等による体験交流を中心に促進させるなど、過疎地域の持つ魅力・特性を生かした新たな地域活性化施策を展開する。

(5) 計画期間

本計画の期間は、平成28年度を初年度とし、平成32年度までの5か年間とする。（平成28年4月1日～33年3月31日）

2 産業の振興

(1) 現況と問題点

産業の振興は、過疎地域の活性化・自立を目指す上で最大の課題である。本市の持つ地域特性・地域資源を有効に生かしながら各産業の振興を図り、就業の場を創出・拡大し、定住促進に努めなければならない。

① 農業

農業は本市の基幹産業であり、その形態は、米を主体として畜産・野菜・果樹を組み合わせた複合型が軸となっており、耕畜連携による資源循環型農業が主流となっている。

こうした状況下で、農業従事者の高齢化、担い手不足は急速に進行しており、土地の分散や耕作放棄地の増加による利用率の低下や生産資材価格の高止まり等による農業所得の伸び悩みと相まって、本市農業の振興は一層厳しさを増している。さらに、TPP協定の大筋合意による今後の関税の撤廃や削減に伴い、農業者の不安や農業後継者等の意欲の減退も懸念される。

このようなことから、畑地かんがい事業等による農業生産基盤の整備を進めながら、農地中間管理事業を活用し、農用地の高度利用や流動化に努めるとともに、新規就農者の受入体制の整備、認定農業者等の確保、水田農業における集落営農の育成など担い手対策を引き続き推進する必要がある。また、本市の自然的、社会的条件を生かした振興作物や加工・業務用野菜による契約栽培の拡大を図り、高付加価値型農業の推進による農家所得の向上とともに美しく活力ある農村を次の時代に引き継いでいく必要がある。

また、近年において鳥獣による農産物への被害が深刻化しているため、早急な対策が必要である。

② 林業

本市の森林面積は市土の67%を占め、豊富な森林資源を有し、多様な木材供給が可能であり、近年は木質バイオマス発電に伴い、林地残材の活用が図られている。しかし、木材価格の低迷により林業所得は伸び悩み、加えて林業従事者の減少や高齢化、不在地主を起因とする山林の管理・保全の低下が懸念されるなど林業振興は一層深刻化している。

また、民有林のうち、杉・桧の面積は6,222haとなっており、間伐が必要な森林は66%を占めるため、国土保全の観点から保育・間伐を適正に実施するとともに、主伐期を迎える林分も増加することから供給体制の整備も実施しながら再生林を推進していく必要がある。

このようなことから、木材資源の効率的な循環・利用を推進し、適正な森林管理を行うため、森林組合や林業事業者との連携を強め、担い手の確保と後継者育成に努めなければならない。また、森林の持つ水源のかん養、自然環境の保全形成、住民の保養の場などの公益的機能の増進やボランティア・企業による森林づくり活動等の森林環境教育にも積極的に努める必要がある。

鳥獣による被害は、農村環境や生息環境などの変化により後を絶たないため、捕獲・追い払いの実施や被害防止柵設置・適正管理など官民連携した取組の推進が必要である。

③ 畜産

本市の畜産は、農業粗生産額の80%以上を占めているが、その生産構造は従事者の高齢化による飼養戸数の減少と、自由貿易の激化による飼養規模の大型化・専門化が進展している。今後は、コントラクター協議会等の耕種農家との連携等による資源循環型農業等を推進し、畜産経営を安定的に発展させることが極めて重要である。また、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ、PEDなどの家畜伝染病が発生した場合は、生産から流通・消費まで悪影響を及ぼすことが懸念されるため、安全・安心な畜産物を供給するためにも防疫対策が重要な課題となっている。

肉用牛については、小規模経営を中心に高齢化の影響を受け、戸数が減少しているものの、肥育経営での規模拡大が進み、頭数は増加している。特に、全国的に肉用子牛の生産頭数が減少する中、子牛価格は高値で推移しており、これまでの生産基盤や技術を継承しながら、生産規模の維持・拡大が望まれる。

酪農については、高齢化等による離農が進み、戸数、頭数ともに減少しているが、戸別には農

業後継者の確保や規模拡大が進みつつある。

養豚については、戸数が減少しているが、企業畜産における一貫経営を中心に規模拡大が進み、頭数は横ばいで推移している。

採卵鶏、ブロイラーについては、専門化が進み、戸数、羽数ともに横ばいで推移している。また、混住化の進行や規模拡大が進んだことにより、畜産経営による悪臭等の環境問題が発生している地域もあり、その対策が求められる。

④ 地場産業

進出企業を含めた既存企業は、九州縦貫自動車道等交通的利便性と南九州の中心に位置するという立地の優位を生かしながら、地域産業の要として定着している。しかし、その支援や育成対策においては十分とは言えず、既存企業へのフォローアップの取組を強化していかなければならない。

また、地場産業の振興は、大阪、福岡などの都市部において物産展を開催し、物産品のPR等を行っているが、高齢化、後継者不足、経営力、資金力などの問題もあり、流通・販売体制の確立にまで至っていない。事業継承や資金繰り安定化など、様々な面から支援を行っていく必要がある。併せて、消費者の多様なニーズへの対応や、観光との相乗効果に留意し、魅力ある特産品の開発・販売等に努めていくとともに、地域資源を活用した産業の育成や、農林業との連携による地場産品づくりなど、新たな産業の創出を図る必要がある。

⑤ 企業誘致及び起業

本市には現在、従業員10人以上の企業が24社、100人以上の企業が4社あり、このうち市の指定企業は19社で、うち15社が製造業となっている。基幹産業が農業主体の本市において、新たな雇用創出に関しては誘致企業に依存せざるを得ない状況にあるのが現状である。

企業誘致は、働く場所の創出や雇用の確保にきわめて重要な施策であるため、えびの市の地理的・地勢的な条件を生かし、ソフト・ハードの両面から企業が進出しやすい環境を整え、企業誘致による産業の集積を推進していく必要がある。また、創業者の育成、起業、安定経営までの一貫したサポート体制を整え、近隣を含めた広域エリアから起業志望者を集め、地域活性化を図る必要がある。

⑥ 商業

地域商業をめぐる状況として、人口の減少や高齢化の進行による購買力の低下、経営者自身の高齢化や後継者不足などにより、廃業に至る事業者も多く見られ、集落によっては日常生活に必要な商品供給が困難な事例も見受けられるようになるなど、非常に厳しい状況におかれている。さらに、圏域外における大型店の出店や商業施設の展開等により、地域の小売業は大きな影響を受け、疲弊している状況にある。

過疎地域において商店街・商業集積等は、地域社会の拠点機能を有すると同時に、地域における貴重な雇用の場となっており、地域住民への生活サービスの機能確保に総合的に対応する必要があることから、「まちづくり」や「地域づくり」の視点に立った取組を推進する必要がある。

⑦ 観光

「えびの市観光振興計画」（平成24年度～28年度）をもとに恵まれた観光資源をより有効に生かすことによって、九州新幹線の整備や東九州自動車道全線開通等交通網の整備による観光流動のストロー化現象の打開策を中心として、新たな観光ポイントの創設、施設の新設やリニューアル、誘客宣伝活動の充実、観光協会事務局の強化などを推進してきた。

しかし、本市の代表的な観光地であるえびの高原周辺の度重なる火口周辺警報の発令による観光客の減少、その他の観光施設の老朽化や受入側のサービスの低下などにより、本市入込客数は減少傾向にある。今後は体験交流のメニューや本市の観光地としての新しいイメージづくり、受入体制・観光資源の整備、観光誘客の促進を積極的に行っていく必要がある。

(2) その対策

① 農業

農業については、TPP協定の大筋合意により先行きが不透明な中、国が「食料・農業・農村基本法」の基本理念を踏まえ平成22年3月に策定した「食料・農業・農村基本計画」において示された長期的展望をもとに、人・地域・組織の連携と活性化を促していくとともに、食料自給率の向上や農家所得増大のための生産基盤整備とそれを支える生活環境整備を行う必要がある。具体的には、畑地かんがい事業等の土地基盤整備事業を実施し、農地中間管理機構を活用した農地の流動化・団地化を図りながら大型機械の導入など生産基盤・経営条件の整備・強化を積極的に推進し、農業経営の効率化・省力化を図っていく。

農家所得を向上させるため、農産物の高付加価値化による新たな販路の開拓や栽培履歴を重視した経営による高収益農業の推進・確立、契約栽培の充実・強化を図る。また、道の駅を拠点とした農畜産物の販売や農商工連携・6次産業化の推進、高齢者対策を含めた農業意欲の向上を図っていく。

本市の農業を次の時代に引き継ぐ中心となる担い手の育成・確保のために、認定農業者や新規就農者の支援を行う。就農を希望する移住者に対しては、地域おこし協力隊制度等を積極的に活用することで定着化を図る。後継者がいないため離農する農家について、その者が有する知識・技術、更に農地・農機具等を新たな農業者に引き継ぎ、離農後の不安を軽減する対策を講じる。

快適で美しい田園空間を形成し、農村の有する多面的機能を維持・形成するために、多面的機能支払制度や中山間地域直接支払制度などの活用を推進していく。

また、鳥獣による農産物への被害をなくすために、既存の進入防止柵の延長、強化及び機能向上等に取り組んでいく。

② 林業

林業については、本市の豊富な資源を活かすため、木材需要拡大を図りながら、素材生産から加工販売までの一貫した流通加工体制を整備し、森林施業の共同化及び合理化、施業委託の促進、林道等路網整備による高性能機械の導入など経営の効率化を図り、林業の魅力を高め、新規就労者については、地域おこし協力隊制度等を積極的に活用することで確保・支援し、林業経営の安定・近代化に努める。

森林整備に伴い地球温暖化防止など、森林の持つ多面的機能を高度に発揮できるよう、森林所有者へ適正管理を推進していく。また、林産物については、生産拡大、品質向上を図り、販路の拡大に努めながら、新たな林産物の開発等により付加価値を高め、経営安定を図る。さらに、森林空間を活用したレクリエーションや協働活動、地場産業等の諸施策に有効に生かしていく。

鳥獣による農林作物への被害が後を絶たない状況であるため、鳥獣被害対策実施隊を設置し、追い払い・捕獲を行う。また、捕獲後の利用を図るために関係機関と調査・研究を実施していく。

③ 畜産

畜産については、畜種毎の畜産クラスター⁷計画に基づき、高収益型の畜産経営の推進と所得向上を目指し、飼養頭数の維持・拡大を図る。特に、高齢化等により離農が進み、飼養頭数が減少傾向にある肉用牛繁殖経営については、施設整備と規模拡大への取組を支援する。

酪農対策として、生乳生産基盤の強化や乳肉複合経営等を推進し、酪農家の所得確保を図る。自給飼料の確保対策としては、コントラクター組織等を核とした農地の高度利用による安全な国産飼料の流通体制の構築を図る。さらに、口蹄疫等の防疫対策の徹底を図りながら高品質、低コスト生産、安全・安心な畜産物の供給を推進するとともに、良質堆肥の生産と耕畜連携により、資源循環型農業の確立を図る。

⁷ 畜産農家をはじめ、地域に存在する各関係者が有機的に連携・結集した地域ぐるみの高収益型畜産体制のことで、コストの削減や付加価値の向上・需要の創出を目指すもの

④ 地場産業

各団体やグループによる地場産品活動については、経営力強化のための経営指導、販売ルートの確立や産業分類の壁を越えた取組を支援し、地域を支える個性的な地場産業の育成を図る。また、優良特産品の開発や普及を推進し、住民や市外に向けたPRを強化するために道の駅を活用してブランド確立と販路拡大を図る。

⑤ 企業誘致及び起業

企業誘致については、適正な土地利用や自然環境・市民生活に配慮しながら豊富な資源と地域特性を最大限に生かし、定住化や若者の流出防止に繋がるよう優良企業の誘致や既存企業の振興・拡大を図らなければならないため、迅速かつ適切な対応を積極的に行っていく。

特に、九州自動車道のジャンクションを有する本市は、地理的、交通インフラの面で、他の自治体に比べ優位であるため流通関連業からの関心が高い。これらを鑑みて、工業団地の造成を推進し、受け皿を用意することで、今以上に企業誘致を進めるものとする。また、このような地の利にプラスして、本市の地域資源を活用することで、産業の流れを見据えた企業誘致並びに起業等の促進を図っていく。

⑥ 商業

商業については、事業承継、販路拡大などの事業の持続的発展に取り組む小規模事業者等の支援を行い、商店街をはじめとする地域商業の再生を図る。また、新規創業者に対して、地域資源活用の助言や資金繰りをはじめ、創業に係る手続等に関する助言を関係機関と連携して行っていく。

⑦ 観光

観光については、国民の余暇制度の充実や観光客のニーズの変化に伴い、新たな施策の展開が必要となってきた。施設面の整備として、えびの高原キャンプ村の施設整備によって、えびの高原の魅力度を高め、また県道改良に伴う京町温泉駅前の開発により京町温泉の活性化を進めていく。

既存の恵まれた観光資源を生かし、交流人口の増に向けた施策を展開していくために、スポーツ観光の推進やアウトドアイベントの実施、道の駅等を拠点とした情報発信を進めていく。また、今後増えることが予想される外国人観光客をはじめとする観光客に対し、必要な情報を提供し、より一層の魅力向上のために携帯用端末への情報提供に向けた取組を実施することで、歴史・文化資源など先人から受け継いだ魅力を再発見し、活用することによって新しい価値を創り出す。そうすることで、農業振興、地域間交流促進等の関連する諸施策と連動させ、限られた財源の中で、本市の観光振興を進めていく。

(3) 計画（平成28年度～32年度）

自立促進施策区分	事業名 〔施設名〕	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	県営畑地帯総合整備事業 (担い手支援) 畝倉地区 A=22ha	県	
		県営畑地帯総合整備事業 (担い手支援) 白鳥1期地区 A=41ha	〃	
		県営畑地帯総合整備事業 (担い手支援) 白鳥2期地区 A=36ha	〃	

		県営畑地帯総合整備事業 (担い手支援)大河平東地区 A=47ha	県	
		県営畑地帯総合整備事業 (担い手支援)大河平西地区 A=47ha	〃	
		県営畑地帯総合整備事業 (担い手支援)芋畑地区 A=80ha	〃	
		県営畑地帯総合整備事業 (担い手支援)田代・出水地区 A=48ha	〃	
		県営農地整備事業 東原田地区 A=48ha	〃	
		県営農地整備事業 麓東部地区 A=18ha	〃	
	林業	作業路開設 霧島4号線 L= 350m W= 3.0m	市	
		作業路開設 麻ヶ迫線 L= 400m W= 3.0m	〃	
		林道開設 鬼岩線 L= 450m W= 3.5m	〃	
		作業路開設 松尾2号線 L= 500m W= 3.0m	〃	
		作業路開設 白鳥線 L= 300m W= 3.0m	〃	
		作業路開設 野谷線 L= 500m W= 3.0m	〃	
		作業路開設 木屋ヶ野線 L= 400m W= 3.0m	〃	
	(5) 企業誘致	企業誘致事業	〃	
	(8) 観光又はレクリエーション	観光施設整備事業	〃	
		かわまちづくり事業	〃	
		観光案内板等整備事業	〃	
		情報発信事業	〃	
	(10) その他	中山間地域等直接支払交付金	団体	
		多面的機能支払交付金	〃	

		農地集積推進事業	市	
		担い手対策推進事業	〃	
		新規就農促進事業	〃	
		地域農業活性化事業（地域おこし協力隊制度活用）	〃	
		農業継承事業	〃	
		地産地消推進事業	〃	
		特用林産生産振興総合対策事業	〃	
		林業活性化事業（地域おこし協力隊制度活用）	〃	
		鳥獣被害防止対策事業	団体	
		鳥獣保護区周辺対策事業	個人・団体	
		有害鳥獣対策事業	市	
		野菜等価格安定対策事業	〃	
		低コスト農業確立対策機械導入事業	団体	
		園芸産地強化対策事業	〃	
		農畜産物銘柄確立対策事業	市	
		家畜防疫対策事業	〃	
		肉用牛振興対策事業	〃	
		酪農経営生産基盤強化対策事業	〃	
		中小家畜生産性向上支援対策事業	〃	
		意欲のある畜産担い手支援対策事業	個人・法人	
		道の駅広報展開事業	団体	
		6次産業化支援事業	個人・法人	
		体験イベント企画運営事業	団体	

3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

近年の車社会化の進行や情報化に伴い、住民の生活行動圏は拡大し、行政運営においてもその住民ニーズに対応した、広域的な連携・地域間交流という視点に立った施策も重要性を増してきている。

従来の道路整備を中心とした交通網の整備を今後も進めていくと同時に、急速な情報化社会に対応した施策の展開や、豊かな地域資源や特性を生かした都市住民・近隣住民との交流、地域の実情に応じた広域共同事業の実施などの地域間連携を図っていく必要がある。

(1) 現況と問題点

① 交通

本市の交通網は、九州自動車道と国道3路線、主要地方道3路線、一般県道8路線を幹線網として、市道980路線が交差し形成されており、高速道路へのアクセス道路として、国道・県道の整備を進める一方、生活路線としての市道整備についても計画的に推進してきた。現在の改良率は国道86.4%、県道76.7%、市道65.6%となっており、県道や市道、農道については未だ改良率が低く、地域の自立促進の重要な要素として、引き続きその整備に努める必要がある。

国道221号は、全線的に2次改良（歩道設置を含む）が急がれる。以前からその整備が急がれていた国道447号は、改良が進められている。国道268号は、京町地区の排水処理対策が必要である。

県道については、えびの高原小田線、京町小林線、西川北京町温泉停車場線及び木場吉松えびの線は計画的に改良されている。しかし、えびの高原京町線は大幅に改良が遅れている。石阿弥陀五日市線は、供用開始に向け事務処理を進める必要がある。

市道については、東西の幹線道路である、えびの中央線の早期完成が最重点課題である。また、えびの中央線と国道268号・221号及び県道京町小林線とを結ぶ、縦の道路整備も急がなければならない。さらに、地区間を結ぶ道路や、公共施設へのアクセス道路の整備、学校周辺、公共施設の周りの歩道設置について、対策を講じなければならない。

橋りょうについては、小中学生の通学路でもある加久藤橋の架け替えを行うことにより、安全な歩行者空間を確保するほか、えびの駅からのアクセス向上等、交通の円滑化を図るため、早急に整備する必要がある。

都市計画街路は29路線（延長47.36km）あり、用途地域内を優先的に整備しており、整備率は44.68%となっている。各種事業導入を図り、市内の車両通行形態に即した整備を行う必要がある。しかし、都市計画道路として計画決定され長期間が経過し、時代に合わせた見直しを行う必要が生じている。

交通インフラとしての橋りょう及び道路舗装については、老朽化による劣化や損傷が著しく、走行時の快適性・安全性が低下していることから、的確な維持管理の推進を図る必要がある。

公共交通の確保については、自家用車の普及や人口の減少により、路線バス・鉄道ともに利用者が減少し、特に路線バスについては、これまで国・県とともに運行経費の補助等により運行維持を図ってきたが、利用者は減少し続けており、路線バスの減便・廃止など、公共交通の利便性の低下が懸念される。今後、高齢化が進み、自家用車が運転できない高齢者などの移動手段として、路線バス・鉄道などの公共交通機関の確保・維持を図っていく必要がある。

また、路線バス・鉄道が運行していない、いわゆる交通空白地⁸がえびの市全域に広がっており、交通空白地の移動手段の確保を目的として平成27年度に「えびの市タクシー利用料金助成事業」を導入したが、この事業が当市に適した方策であるかの分析・検証が必要である。

⁸ えびの市地域公共交通網形成計画（平成27年度～29年度）で、駅から半径1,000m以上、バス停から半径500m以上の地域を交通空白地として位置づけている。

② 情報化

近年の急速な高度情報通信ネットワーク社会の進展は、地理的・時間的不利性を持つ過疎地域において、その制約や非効率性を解決する有効な手段として考えられる。

本市でも、住民サービスの向上や事務の効率化を図る目的で、行政事務の情報化等を進め、その体制整備に努めてきたが、情報処理技術・通信技術の進展は著しく、常に、より効率的・効果的な技術の導入を図る必要がある。

住民個人レベルでの情報化についても、スマートフォン等によるインターネット利用等の普及が見られるが、高齢者の多い本市においては未だ浸透しているとは言えない。今後は、通信事業者により整備された高速情報通信網を利活用して住民の利便性向上を図ることが重要である。

防災行政無線については、災害時の迅速な情報収集・的確な伝達機能をより一層高めていくため、情報伝達の不完全解消に向け、設備の導入を図る必要がある。

③ 地域間交流

本市は、恵まれた自然環境、観光資源、文化歴史資源等を有しており、また地理的・社会的な優位性も持っている。これらの要素を産業・観光・福祉・文化・教育等様々な分野で活用していくことが本市の活性化・自立促進には不可欠である。諸分野での基盤・体制整備を進めると同時に、本市の持つ優位性を生かし、都市や近隣市町村との連携を深め、人的交流を促進していく必要がある。

また、国際交流については、市民の草の根運動的な活動により様々な事業が展開されており、今後とも活動の定着・拡大を更に図る必要がある。

(2) その対策

① 交通

国道については、国道447号のトンネルも含めた未整備区間の改良、国道268号とその支線の排水対策を推進し、大雨のたびに繰り返される浸水被害の防止につなげる。国道221号については、歩道のない箇所片側歩道設置を進め、完了後両側歩道設置を進める。

県道京町小林線は、未改良区間の事業着手に向けて条件整備に努める。木場吉松えびの線、西川北京町温泉停車場線は、計画的な整備を進めていく。

その他の県道、市道、農道改良についても、他の事業との関連も考慮しながら、また財源確保を図りながら、通学通勤や生産活動にとって重要な路線から計画的に進めていく。

橋りょうについては、加久藤橋の整備を行うことで、アクセス向上等、交通の円滑化を図る。

都市計画街路については、社会資本整備総合交付金事業を活用し、加久藤橋が架かる宮崎水俣線の整備を計画的に進めて行く。また、都市計画道路としての位置づけ等に変化が生じている路線は、その計画の見直しを検討していく。

橋りょう及び道路舗装の老朽化対策については、橋りょう長寿命化修繕計画等に基づき、計画的に推進する必要がある。

公共交通の確保については、引き続き県等との連携を密にしながら、事業者への補助や利用促進対策により、路線バス・鉄道の維持存続を図っていく。それ以外の生活交通手段については、「えびの市タクシー利用料金助成事業」の利用状況を分析・検証し、福祉、教育、観光面の施策とも連携を取りながら、タクシー助成以外の方法を含め、えびの市の地域特性に適した生活交通手段の確保策を検討していく。

② 情報化

情報化については、効率的な電子自治体を実現するため、情報システムの共同利用に向けた取組を積極的に進める。また、教育面での整備を進める一方で、地域・住民個人の情報化促進について支援をしていく。今後は、情報通信ネットワークやWi-Fi等の公衆無線LANの整備促進を図るとともに、住民の利便性を向上させるための利活用方策について検討を行う。さらに公

式ホームページやフェイスブック等のソーシャルネットワークサービス⁹を利用し、あらゆる人に対して本市の魅力を積極的にPRし、定住促進、産業振興や地域間交流の施策等に有効に生かしていく。

防災行政無線については、戸別受信機等の整備で対応していく。

③ 地域間交流

地域間交流については、恵まれた資源を生かし、道の駅や農家民泊等を中心にグリーン・ツーリズム事業の推進を行い、都市と農村の交流を推進する。また、広域的な地域間交流として、県際交流事業、川内川を軸とした流域圏交流事業、霧島山を取り巻く自治体間交流事業、歴史や鉄道を軸にした交流等について、自治体の枠を越えた連携・協働により、地域の活性化を図っていく。

国際交流事業については、市民活動の拡大・推進を図るとともに民間のノウハウを生かした国際交流事業の展開を図っていく。

(3) 計画（平成28年度～32年度）

自立促進施策区分	事業名 〔施設名〕	事業内容	事業主体	備考
2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	(1) 市町村道 道路	鉄山線 (改舗) L= 648 W= 5.0	市	
		池島上江1号線 (改舗) L= 725 W= 5.0	〃	
		側道13号線 (改舗) L= 383 W= 7.0	〃	
		南中浦3号線 (改舗) L= 300 W= 4.0	〃	
		縦木原線 (改舗) L= 555 W= 5.0	〃	
		後川内苧畑線 (改舗) L= 967 W= 5.0	〃	
		岡元椿堀線 (改舗) L=2,309 W= 5.0	〃	
		原田麓橋亀城線 (改舗) L= 310 W= 5.0	〃	
		尾八重野作ヶ倉線 (改舗) L= 465 W= 7.0	〃	
		熊坂3号線 (改舗) L= 130 W= 5.0	〃	

⁹人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のウェブサイト。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供している。

	真崎線 (改舗)	L= 170 W= 4.5	市
	佐牛野線 (改舗)	L= 330 W= 5.0	〃
	狩山線 (改舗)	L= 130 W= 5.0	〃
	南中浦4号線 (改舗)	L= 140 W= 4.0	〃
	下西ノ原3号線 (改舗)	L= 95 W= 5.0	〃
	湯の上線 (改舗)	L= 190 W= 5.0	〃
	東長江浦線 (改舗)	L= 250 W= 5.0	〃
	浜川原尾八重野線 (改舗)	L= 600 W= 5.0	〃
	大明司耕地10号線 (改舗)	L= 175 W= 5.0	〃
	大明司耕地20号線 (改舗)	L= 285 W= 5.0	〃
	東西長江浦線 (改舗)	L= 890 W= 5.0	〃
	西長江浦演習場線 (改舗)	L= 860 W= 5.0	〃
	栗下上江線 (改舗)	L=2,280 W= 7.0	〃
	大迫霧島線 (改舗)	L=3,100 W= 5.0	〃
	えびの中央線(池島工区) (改舗)	L=1,500 W= 12.0	〃
	宮崎水俣線 (改舗)	L= 643 W= 12.0	〃
	湯田東川北線 (舗修)	L= 300 W= 9.0	〃
	中島栗下通線 (舗修)	L= 170 W= 9.0	〃
	苧畑高野線 (舗修)	L=6,655 W= 7.3	〃
	みやま霧島線 (舗修)	L=3,600 W= 7.0	〃

		妙見線 (舗修)	L= 980 W= 7.3	市	
		後池島線 (舗修)	L= 535 W= 7.7	〃	
		飯野駅前本通線 (舗修)	L= 100 W= 6.5	〃	
		木屋町通線 (舗修)	L= 100 W= 6.6	〃	
		えびの中央6号線 (舗修)	L= 500 W= 6.6	〃	
	橋りょう	徳満橋 (橋修)	L=130.7 W= 2.5	〃	
		佐牛野橋 (橋修)	L= 40.3 W= 4.0	〃	
		拂山橋 (橋修)	L= 22.1 W= 3.3	〃	
		坂下橋 (橋修)	L= 59.9 W= 4.0	〃	
		求青水流橋 (橋修)	L= 9.5 W= 3.9	〃	
		上陣橋 (橋修)	L= 25.0 W= 3.5	〃	
		ミドレ橋 (橋修)	L= 5.0 W= 5.3	〃	
		岡松妙見橋 (橋修)	L= 2.7 W= 3.4	〃	
		うの谷橋 (橋修)	L= 9.4 W= 4.2	〃	
		鉄山第2号橋 (橋修)	L= 15.2 W= 3.8	〃	
		田代橋 (橋修)	L= 27.9 W= 6.0	〃	
		榎田橋 (橋修)	L=156.5 W= 2.5	〃	
		加久藤橋 (改築)	L=149.7 W= 12.0	〃	
	(6) 電気通信施設等 情報化のための 施設 防災行政用無 線施設	防災行政無線施設整備事業		〃	

	(10) 地域間交流	広域連携推進事業 (環霧島・肥薩線・県際)	団体	
		霧島ジオパーク推進事業	〃	
		国際交流体験活動事業	市・団体	
	(12) その他	生活路線バス運行維持事業	市	
		タクシー利用料金助成事業	〃	

4 生活環境の整備

生活環境の整備については、これまでの過疎対策事業により改善が進んできたが、都市部との比較では依然として遅れており、未だ過疎化の要因のひとつになっていると考えられる。今後、本市のもつ豊かな自然環境や地域資源を生かした諸施策を推進し、人口定住化を図るうえで、生活環境の整備は必要不可欠な課題であり、引き続き積極的な対策を講じていく必要がある。

(1) 現況と問題点

① 水道

本市の上水道は、昭和52年～55年度に第3次拡張工事を実施したのち、平成22年度～26年度にかけて簡易水道等統合整備事業を実施した。また、水道施設の更新については、多くの施設が老朽化し、これから耐用年数を迎えることになるため、計画的な更新事業を実施していく必要がある。水源については、市中心部から約20kmの遠方高所にある川内川上流から取水しており、柿原浄水場に至る導水管はトンネルや急峻な山地に敷設されるなど自然災害に大きなリスクを抱えている。このため、深層地下水を利用した第2水源の確保が必要不可欠である。

② 生活排水処理

生活排水処理施設については、健康で快適な生活環境を確保するために必要とされる施設だが、厳しい財政状況と本市の市街地拡散等を背景として、下水道等の集散的処理施設の整備計画は立てられない状況である。しかし、本市は河川の最上流部に位置していることから、生活排水による河川の水質汚濁を防止することは、社会的な責務となっている。

本市では、平成3年度から浄化槽設置整備事業を開始し、平成26年度末の生活排水処理率は57.7%となっており、計画的に順調な伸び率と判断できる。平成32年度末の目標処理率74.8%も達成できるよう今後も浄化槽設置整備事業により環境整備を推進するとともに、住民の意識啓発を進めていく必要がある。

③ 廃棄物処理

廃棄物は、施設整備により適正処理に努めてきたが、施設の老朽化が進んできている。また、循環型社会構築のため、ごみ分別の細分化を実施し、分別排出とリサイクルに努め、再資源化を前提に焼却・破砕・最終処分している。しかし、分別意識が個人によって差があることから、分別排出の徹底とごみの減量化を図る必要がある。不法投棄や野焼きについては、巡回や不法投棄回収を行っているが、依然として減らない傾向にあることから対策を講じる必要がある。

④ 消防・防災

消防については、市町村の責務であり、火災時における消火活動はもとより、台風、豪雨、地震などの自然災害における救助活動や被害を防ぐ活動、事故災害における救助、救出活動など市民の生命・財産を脅かすあらゆる災害に対処する必要があるため、広域消防と消防団との連携によって迅速・的確な対応が期待される。同時に災害対策に必要な消防設備・装備の充実を図る必要もある。消防団については、消火活動等に機動力が要求されるため、消防車両の点検・定期的な車両の更新など、計画的に消防団員が活動しやすい装備や環境を更に整えていく必要がある。

防災については、日頃からの学びや訓練の促進と連絡体制の確立及び市民と防災関係者機関との相互の連携・協力体制の構築並びに災害時の支援機能を備えた拠点づくりが課題となっている。

⑤ 公営住宅

市営住宅は、494戸あり、このうち5割近くが昭和50年以前に建設され、そのうち183戸が耐用年数を経過している。更新期を迎える市営住宅が増加している中で、安全で快適な住まいを長期的に確保する必要がある。

さらに、高齢者が安心して住める住宅づくり、若者が安心して子育てができ住みたくなる市営住宅づくりが求められている。

⑥ 公園

近年の余暇活動や健康志向の高まりにより、各種スポーツやイベントが盛んに行われるようになったが、市民にとって身近で気軽に憩える公園が不足している。

自然環境豊かな本市において、住民の身近な憩いの場、交流の場としての既存公園の遊具などをはじめとする施設整備を進める必要がある。

(2) その対策

① 水道

上水道については、安全に飲用できる水を安定して供給し、どの地域でも公平にサービスを受けられる上水道の確立と、市内の経済活動をはじめとする事業活動や地域活動のための社会基盤施設としての整備を図るため、経営の健全化を基調として、水源対策や未普及地区解消対策及び簡易水道の統合整備事業を推進する。水源については、盆地的地勢を生かした第2水源地の確保により、築造費用や稼働費用において、より経済効率の良い水源施設の築造を目指す。未普及地区解消対策として、水道管やポンプ施設等の新設工事を計画的に実施することにより地域生活環境の改善を図るとともに水道給水収益増収の一助とし、簡易水道の統合整備事業も同時に推進することにより、市内全域に安定した良質な水のサービスを提供する。

② 生活排水処理

生活排水対策は、自然環境保全の観点から社会的責務であるとの認識のもと、えびの市生活排水対策総合基本計画（平成27年度～32年度）に基づき、総合的かつ計画的に進めてきた。今後も合併浄化槽の設置など生活排水対策を強力に推進していき、本市の特性にあった効率的・効果的な事業推進を図るための広報啓発を強化し、住民の理解と協力を得て公共用水域の水質保全に努める。

③ 廃棄物処理

廃棄物処理については、分別排出、リサイクル推進のための広報活動を強化し、住民に分かりやすいように周知徹底を図る。また、定期的な施設整備を行い、施設の延命化を図りながら、施設の老朽化対策の検討も併せて行う。不法投棄や野焼き等についても、巡回等を行いながら、広報活動等により防止を呼びかけ、関係機関等との連携を強化し、その対策にあたる。

④ 消防・防災

消防体制については、今後、さらに効率的な消防活動が展開できるように、水利確保の困難な地域への防火水槽・消火栓設置や老朽化した消防車両・資機材の更新を計画的に実施していく必要がある。また、自然水利を有効に活用できるように河川の整備促進を国・県に要望していく。さらに、自主防災組織の拡大などを図りながら、市民の防災意識を高める訓練も充実していく。

防災については、学び、備え、助け合う安全・安心なまちづくりを目標に、災害時において避難・支援活動の拠点となり、平常時においても市民・防災関係者が集い、学ぶことができる防災拠点を整備する。

⑤ 公営住宅

公営住宅の供給を効率的かつ的確に行っていくため、予防的な維持保全及び耐久性の向上を図る改善を実施することによって、公営住宅の長寿命化及びライフサイクルコストの縮減を図る。また、人口や世帯の減少、社会・経済情勢等の変化、公営住宅に対する需要等を見ながら計画的な維持・補修・建替を検討していく。

⑥ 公園

公園については、市民が身近に楽しめる憩いの場・交流の場の整備について検討する。

(3) 計画（平成28年度～32年度）

自立促進施策区分	事業名 〔施設名〕	事業内容	事業主体	備考
3 生活環境の整備	(1) 水道施設 上水道 (2) 下水処理施設 その他 (5) 消防施設 (8) その他	老朽化水道施設整備 第2水源築造事業 低水圧地区及び水道未普及地区対策事業 浄化槽設置整備事業 小型動力ポンプ付積載車配備 消防ポンプ自動車配備 防火水槽設置事業 消防ポンプ自動車整備事業 防災食育センター建設事業	市 〃 〃 〃 〃 〃 西諸広域 行政事務 組合 市	

5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

本市の65歳以上の高齢者人口は7,795人、総人口比率37.56%（平成27年4月1日現在）で、微増ながらも人口減少の影響から高齢化率は国・県に比べ高い数値で推移しており、今後も確実に高齢化が進行していくことが予測される。

高齢者が住み慣れた地域で、健康でいきいきとその人らしく安心して暮らせるように、市の基本目標である「みんなのかおが見える“協働と福祉のまちづくり”」に基づく各施策を展開するため、地域福祉推進体制の充実を図る必要がある。

(1) 現況と問題点

① 高齢者福祉

本市における高齢化率は、「団塊の世代」が後期高齢者となる平成37年が高齢化率上昇のピークになると予測されている。高齢者が住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らせるように、生きがいつくりや健康づくり、社会参加の場の環境づくりを推進していく必要がある。

地域住民主体による地域支え合い活動や避難行動要支援者の見守り体制の確立を推進しているが、地域福祉活動を市内全域で取り組む必要があるため、中学校区単位で地域福祉推進会議を実施し、「みんなで支え合う地域づくり」を推進している。さらに今後は、多様化する福祉ニーズに対応していくため、地域住民をはじめ、行政機関、社会福祉協議会、地域福祉推進会議、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、福祉サービス事業者等がそれぞれの役割を担い、協働と連携によって地域福祉を着実に推進していく必要がある。特に、超高齢社会において増加する避難行動要支援者への災害時の対応を見据えた具体的取組や体制づくりが重要である。

介護保険制度の充実に伴い、サービス利用者も大幅に増加し、想定以上の給付費の伸びにより介護保険財政が厳しい状況に追い込まれており、介護保険料の上昇に繋がっている。一方で、団塊の世代が75歳以上となる平成37年に、国は100万人の介護人材が現在の従事者より不足すると試算しており、本市においても確実に介護人材が不足すると見込まれる。

また、先述の平成37年度を見据えて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい及び生活支援サービスが切れ目なく一体的に提供される地域包括システムの取組を更に発展させ、新しい地域支援事業や新しい総合事業に取り組み「協働と福祉のまち」を構築することが求められている。

② 児童その他の福祉

近年、少子化や核家族化の進行、就労形態の多様化、地域のつながりの希薄化等、児童を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てに不安や孤立感を抱える子育て家庭が増加している。本市の児童数は減少傾向にあるが、共働き世帯やひとり親家庭の増加、就労形態の多様化に伴い、子育て支援のニーズは増加傾向にある。本市においては、平成28年1月1日現在で保育所が5施設、認定こども園が3施設、幼稚園が3施設（いずれも私立）あるが、ほとんどの保育所と認定こども園において定員を超過している。また、老朽化している施設があり、施設整備の必要性がある。子育て環境の変化に対応した支援施策や、老朽化した保育所等の計画的な施設整備を進め、子育て家庭が仕事と育児を両立でき、子どもを安心して産み育てることができる環境づくりを推進していくことが重要である。

本市の母子・父子世帯は、社会情勢、ライフスタイル及び価値観の変化に伴い増加傾向にある。これらの世帯は、社会的・経済的な面において、不安定な状況に置かれていることが多く、自立に向けた支援策を引き続き講じる必要がある。

障害者が地域の一員として安心して暮らせるためには、就労支援、社会参加の促進及び自立した生活への支援等の充実が不可欠であり、各生活支援施策の展開及び地域の生活基盤の整備を図る必要がある。また、市民全体が障害者や障害者を取り巻く問題を正しく把握し、理解することが重要である。

非正規雇用労働者の増加に伴い、全国的に年収200万円以下の給与所得者が増加している。また、高校中退者、中高不登校者、ニート及び引きこもり等、将来において生活困窮に陥る可能性のある人も増えてきている。近年の生活困窮に関する課題は、単に経済的な問題だけでなく、

社会的な孤立や医療問題など複合的な課題を抱える場合や、本人のみならずその家族にも課題があり、それらが絡み合っている場合があり、きめ細やかな支援が必要である。

③ 保健

食生活や生活習慣の変化などにより、がんや心臓病、脳血管疾患などの生活習慣病に起因した疾病による死因が多くを占める状況となっている。疾病の予防・早期発見・早期治療の観点から、特定健診をはじめ、各種健康審査やがん検診を実施するとともに、保健センターを拠点に保健師や栄養士による相談支援を行っているが、いずれの健(検)診も受診率が依然として低い割合で推移しているのが現状である。

(2) その対策

① 高齢者福祉

「えびの市地域福祉計画・えびの市地域福祉活動計画」(平成24年度～28年度)及び「えびの市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」(平成27年度～29年度)に基づいて各種施策を実施する。

高齢者がその豊かな知識や経験を生かせる環境づくりとして、シルバー人材センターによる就労の場の確保並びに高齢者クラブ活動及び高齢者のスポーツ活動等を通じた社会参加を支援することで、生きがいづくりや健康づくりを促進する。さらに、福祉タクシー事業により経済的負担を軽減することで、高齢者の社会活動の範囲を広げ、福祉の増進を図る。

また、住民主体の地域福祉を推進し、支援を必要とする高齢者、障害者及び子育てに悩む人を地域で支え合う仕組みや体制を構築することで、互いに支え合う地域社会の実現を図る。

高齢者が要介護状態又は要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステムの構築に努める。また、生活支援コーディネーターの配置等を通じて地域の支え合いの体制づくりを推進する。さらに、介護人材の確保支援により既存の事業者による介護サービスの質の向上を目指し、また介護の担い手として元気な高齢者をはじめとする市民の積極的な参加を促進することで、本市の実情に応じてサービスの多様化を図っていき、高齢者の多様なニーズに応えられる体制を整える。

② 児童その他の福祉

児童福祉については、家庭相談員や民生委員・児童委員等と連携して、児童に関する相談・支援体制の充実に努める。また、「えびの市子ども・子育て支援事業計画」(平成27年度～31年度)に基づき、多様化する保育ニーズに対して、幼児教育・保育、延長保育、病後児保育、障害児保育、放課後児童クラブ及び子ども医療費助成等のきめ細やかなサービスや保育の担い手確保に努めるとともに、老朽化した保育所等の施設整備を進める。

母子・父子福祉については、母子・父子世帯の児童の健全育成と自立に向けた生活の安定を図るため、ひとり親家庭医療費助成等により経済的支援を引き続き行う。さらに、日常生活や子育て等に対する相談・支援体制を充実することで、母子・父子福祉の増進に努める。

障害者福祉については、「えびの市障害者計画」(平成25年度～29年度)に基づき、障害のある人もない人も、ともに暮らし、ともに活動できる社会づくりを目指す「ノーマライゼーション」の理念のもと、「誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会」の実現に向けて各種施策を展開し、障害者福祉の充実に努める。

平成25年12月に生活困窮者自立支援法が成立したのを受けて、平成27年4月から市役所内に「えびの市生活・仕事支援室」を設置しているが、今後も生活困窮者からの相談と就労支援等を実施していく。

③ 保健

各種健(検)診については、健康意識の高揚を図り、疾病の予防・早期発見・早期治療の重要性を啓発するとともに、受診勧奨や受診しやすい体制の構築など受診率の向上に努める。また、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進するため、妊娠や出産、育児にかかる子育て

家庭の負担の軽減を図るとともに、歯科保健、精神保健及び予防接種なども含め、乳幼児から高齢者まで、それぞれのライフステージに応じた健康づくりを支援する。今後も住み慣れた地域で安心して、心身ともに健康に暮らせるよう、生涯を通じた健康づくりの推進を支援するとともに、疾病の予防や重篤化を抑制し、将来的な医療費の縮減や健康寿命の延伸という観点から、市民一人ひとりが健康に関心を持ち、疾病の発症を予防する一次予防に重点を置いた健康づくりを推進する。

(3) 計画（平成28年度～32年度）

自立促進施策区分	事業名 〔施設名〕	事業内容	事業主体	備考
4 高齢者等の保健 及び福祉の向上及 び増進	(3) 児童福祉施設 保育所	保育所施設整備事業	法人	
	(4) 認定こども園	幼保連携型認定こども園施設整備事業	〃	
	(8) 過疎地域自立促進特別事業	子ども医療費助成事業	市	
		子育て支援対策基金積立	〃	基金積立
	(9) その他	妊婦健康診査事業	〃	
		乳幼児健康診査事業	〃	
		予防接種事業	〃	
		成人健(検)診事業	〃	
		不妊治療助成事業	〃	
		自殺対策事業	〃	
		国民健康保険保健事業	〃	
		重度心身障害者児医療費給付事業	〃	
		障害者福祉タクシー料金助成事業	〃	
		地域福祉活動事業	社会福祉協議会	
	福祉タクシー料金助成事業	市		
延長保育事業	〃			
一時預かり事業	〃			
病後児保育事業	〃			

		障害児保育事業	市	
		放課後児童クラブ運営事業	〃	
		ファミリー・サポート・センター事業	〃	
		地域子育て支援拠点事業	〃	
		乳児家庭全戸訪問事業	〃	
		第3子以降保育料無料化事業	〃	
		保育士確保対策事業	〃	
		生活困窮者相談支援事業	〃	
		在宅介護支援センター運営事業	〃	
		緊急通報システム事業	〃	
		介護予防事業（いきいき百歳体操）	〃	
		高齢者配食サービス事業	〃	
		介護人材確保推進事業	〃	

6 医療の確保

全ての市民が、生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るためには、高齢化が進行する社会に対応した医療機能の分化・連携を推進することで、住み慣れた地域で安心して適切な医療を受けることができる地域医療体制の確保整備が必要である。

(1) 現況と問題点

今日の医療を取り巻く情勢は、医師不足の深刻化や医師・診療科の偏在など厳しい状況にあり、地域医療はもはや崩壊寸前であると言われている。その一方、少子高齢化の進行や生活環境の変化に伴い、小児救急医療や高齢者医療の需要が増大し、地域医療に対するニーズは多様化・高度化している。現在本市には、病院3、診療所18、歯科診療所12の医療施設があるが、開業医の高齢化等による閉院や、市立病院においては、派遣元の各大学の医局員の減少により慢性的医師不足が生じ、診療機能の低下を招くとともに、患者数減少につながるなど病院の経営を厳しくしている。このような状況の中で市立病院では、地域の医療・福祉・介護の連携を推進することを目的に相談指導室を設置するとともに、市内の開業医や他の医療機関との連携をとりながら地域医療の中核として地域住民に医療資源の効率的な提供を行っている。

救急医療体制については、関係機関の協力を得て体制を維持しているが、更に体制整備を図るための連携強化が必要である。

また、不足する医療従事者の確保については、誘致活動が実り平成27年4月に「小林看護医療専門学校」が開校したが、引き続き大きな課題となっている。

(2) その対策

市立病院において、地域医療としての期待に応えるためには、まず医師確保に努めることが喫緊の課題である。派遣元の大学への派遣依頼を継続し、県医師確保対策事業等で地域医療に寄与する医師や地元出身の医師への働きかけなどの医師確保対策を行っていく。また、地域における医療機関との連携を図り、患者の受入れ、紹介等に関して切れ目のない医療を目指す。高度医療機器の導入・更新及び老朽施設の改修等については、緊急性を考慮した上で、優先順位を付けながら進めていく。併せて医療従事者の不足等恒常的な課題の解決、救急医療体制の整備など、適切・良質な医療サービスを継続していくための施策を推進する。

(3) 計画（平成28年度～32年度）

自立促進施策区分	事業名 〔施設名〕	事業内容	事業主体	備考
5 医療の確保	(1) 診療施設 病院	医療機器の購入	市	
	(3) 過疎地域自立促進特別事業	医師確保対策推進事業	〃	
		地域医療支援事業	〃	
		地域医療連携事業	〃	

7 教育の振興

市民の心の豊かさや生きがいの創造、自己実現の欲求に対応するため、学校教育、家庭教育、社会教育等の学習機会を、生涯学習として有機的に連携させ、新時代の学習のニーズに対応した学習推進体制の整備充実を図り、郷土に誇りを持てる教育により、過疎化からの脱却、地域の活性化を目指す必要がある。

そこで、人間尊重の精神を基調として「たくましいからだ、豊かな心、すぐれた知性」を備え、郷土に対する誇りと柔軟な国際感覚にあふれ、新たな時代を担っていく気概をもち、心身ともに調和のとれた人間の育成に努める。

(1) 現況と問題点

① 学校教育

人口の減少、少子高齢化社会が進む中、確かな学力を持った人材の育成が本市の活力ある社会の形成には必要である。学校現場では、児童生徒数の減少に伴い、学校が小規模化し、児童生徒が切磋琢磨する雰囲気・活力の低下、人間関係の固定化が進み、豊かな人間性を育む時期に大きな影響を与えることも懸念される。そのような中、小学校、中学校、飯野高等学校で系統性・一貫性のある指導を実施することによって豊かな心、優れた知性を備えた児童生徒の育成を目指していく。

学校給食は、心身の成長期にある児童生徒の健康の保持増進と望ましい食習慣を形成するために重要な役割を担っているが、学校給食センターが老朽化しているために早期の対応を迫られている。

高等学校については、県立飯野高等学校と日章学園九州国際高等学校がある。県立飯野高等学校については市内唯一の県立高校であるが、全国的な少子化に伴い定員割れが続いている。また、日章学園九州国際高等学校については、中国人留学生の受入れにより、生徒数の増加を図っている。

大学等の高等教育機関については、近隣に限られた専門学校しかないことが、若者の流出や都市部での就業の一要因となっている。

② 社会教育

少子化が進行している今日、健全な子どもの育成を目的とする家庭教育の重要性を十分認識し、その様々な問題点を明らかにしたうえで、家庭の教育力の向上を図るため、保護者への啓発などの働きかけが必要である。

とりわけ高齢化が進行する本市では、心豊かで生きがいのある人生を実感できることが強く求められており、生涯学習体制づくりに大きな期待が寄せられている。また、市民図書館は、少子高齢社会・情報化社会において、生涯学習の拠点として重要な役割を持ち、多様化・高度化する地域住民の学習要求に応える施設としての整備を強化する必要がある。

③ 生涯スポーツ

本市における生涯スポーツ振興は、余暇の有効活用や健康増進を目的として年々盛んになってきているが、その活動は中高年層が中心である。また、スポーツ少年団活動においても、児童数の減少に伴い、団員の確保にも苦慮している状況にある。

生涯スポーツ振興の拠点となる施設については、中学校区ごとに地区体育館の整備が完了し、多くの市民の利用に供しているが、様々なスポーツ競技に対応できる施設や設備が不十分である。また、1箇所にとどまった総合的な施設がなく、大規模な各種スポーツ大会や各種交流事業の実施に対して市民の要望に応えられない状況もある。

さらに、既存施設の老朽化に伴い改修等が必要となっているが、市民からの要望等に十分に対応できない状況でもある。

(2) その対策

① 学校教育

学校教育条件整備の中で、えびの市独自の小・中・高校の一貫教育によって系統性・一貫性のある指導を実施する。特に上江校区において、施設一体型の小中一貫教育校を開設する。また、とりわけ教職員の資質・能力の向上を図ることも重要であり、教育研究センターの活用により教職員研修の継続的な実施を行っていく。

教育環境の充実には、きめ細やかな指導体制の確保が必要であるため、市内小中学校の全学年で「30人学級」を行ってきたが、今後はこれまでの検証を踏まえた上で継続していく。また、積極的にICT¹⁰の利活用を進めていく。

施設・設備の整備については、特に耐震計画に基づいて進めてきており、天井や外壁等の非構造部材の耐震対策を年次計画で実施していく。また、上江小中学校の施設一体型小中一貫教育校整備事業等に取り組む。

学校給食センターについては、平常時は安全・安心な学校給食の提供と食育を推進する場としての機能を持ち、非常時は食料供給拠点として活用できる新しい施設の建設を進めていく。

県立飯野高等学校については、入学希望者を増加させるための支援事業など、生徒数の増加・学校の活性化につなげる施策を講じる。

日章学園九州国際高等学校については、中国人留学生の増加に対応するため地域住民との交流の場を設けるなど、受入体制を整えていく。

② 社会教育

社会教育については、地域の将来を担う心豊かな子どもを育むため、家庭・地域・学校との連携を深め、体験活動等の機会を充実させるとともに、次代を担う青少年の人材育成を図るための施策を講じる。

教育の基本と言われる家庭教育の重要性を保護者が認識するよう、各種研修会や学習の場を提供するとともに、家庭教育学級等を推進していく。また、高齢者の生きがいのある生活のため、学習の機会と社会参加活動の充実、推進及びリーダーの養成を図る。

市民図書館については、地域住民の学習要求に応えられるよう、図書館資料や情報の収集整備を進め、図書館のサービスの向上を図るとともに、広域連携による相互利用を行い、情報サービスの提供を促進する。

③ 生涯スポーツ

生涯スポーツについては、普及・指導体制の一層の強化と既存施設の有効活用等により、意識高揚・振興・充実を図る。また、財政状況等を考慮しながら既存施設の改修等に努めていく。

¹⁰ Information and Communication Technology(インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー)の略で、日本ではすでに一般的となったITの概念をさらに一歩進め、IT=情報技術に通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉

(3) 計画（平成28年度～32年度）

自立促進施策区分	事業名 〔施設名〕	事業内容	事業主体	備考	
6 教育の振興	(1) 学校教育関連施設	校舎	上江小中学校施設一体型小中一貫教育校整備事業	市	
			上江小学校校舎等改修事業	〃	
			飯野小学校校舎等改修事業	〃	
			真幸中学校校舎等改修事業	〃	
			真幸小学校校舎（2号棟）耐震補強事業	〃	
			真幸小学校校舎（1号棟）耐震補強事業	〃	
		屋内運動場	加久藤中学校屋内運動場耐震補強事業	〃	
		屋外運動場	真幸小学校運動場整備事業	〃	
		給食施設	防災食育センター建設事業(再掲)	〃	
			小・中学校プール改修事業（市内4箇所）	〃	
		小学校築山改修事業（市内3箇所）	〃		
		加久藤小学校西側駐車場整備事業	〃		
		小・中学校トイレ改修事業	〃		
	(3) 集会施設、体育施設等	体育施設	加久藤地区体育館床改修事業	〃	
			永山運動公園整備事業	〃	
			運動公園整備事業（市内4箇所施設改修・整備等）	〃	
	(4) 過疎地域自立促進特別事業		一貫教育推進事業	〃	
		小・中学校ICT環境整備事業	〃		

	(5) その他	家庭教育学級（幼稚園・保育園・認定こども園・小中学校15学級）	市	
		市民大学・パソコン講座	〃	
		社会教育団体育成事業	〃	
		学校支援地域本部事業	〃	
		青少年育成事業	〃	

8 地域文化の振興等

本市の持つ豊かな有形・無形文化財、祭りや郷土芸能などを、地域活性化、集落活性化のために活用し、過疎地域の持つ新たな魅力へと整備していく必要がある。地域の特性や個性を子孫に伝え、郷土愛や生きがい、誇りを育てていき、同時に高齢者の社会参加の機会創出や、世代間交流促進の一助とする意味でも積極的に推進していかなければならない。

(1) 現況と問題点

本市には古くからの伝統文化や文化資源が豊富にあり、人々の日常の暮らしの中に受け継がれてきた。しかし、地域の伝統文化の象徴である郷土芸能は、過疎化に伴う後継者不足により、また道具等の消耗も激しく負担が大きいなど、その保存・伝承は厳しい状況にある。さらに、大きく変化していく社会情勢の中で失われていく文化財も少なくない。ふるさとに伝わる文化財や伝統文化は、今後の過疎地域の活性化において大きな魅力となる。その魅力を適切に保護する施設整備も必要である。

本市の文化活動の拠点となる文化センターにおいては、市民の主体的、創造的、個性的な文化活動が展開されているが、施設の老朽化に伴う改修が必要である。

歴史民俗資料館においては、常設展示や企画展による地域文化の情報発信や、各種講座・講演会、子ども対象の古代体験教室などを行っている。

また、国の重要文化財に指定された島内地下式横穴墓群出土品をはじめとした貴重な埋蔵文化財の保護・保存をする必要がある。

(2) その対策

地域の郷土芸能については、道具等の購入支援を行い、後継者確保・育成を図る。また、発表の場の創出や地域間交流を促進し、地域の誇りとしての充実を図る。

祭りや風習など、市民の日常生活に溶け込んだ伝統文化などの指導者として高齢者の社会参加を促し、世代間交流や生きがいづくりを合わせながら伝承を図っていく。

また、郷土の誇りである豊富な文化財等の適正保護・保存のための整備を行っていくとともに、観光資源として活用するための魅力発信を行っていく。さらに、老朽化している文化施設等の整備を進め、一層の活用と参加・発表機会の拡充を図り、市民の文化活動の活性化を促進させる。

(3) 計画（平成28年度～32年度）

自立促進施策区分	事業名 〔施設名〕	事業内容	事業主体	備考
7 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等	文化センター施設整備事業	市	
	地域文化振興施設	郷土芸能保存事業	〃	
	(3) その他	埋蔵文化財保存事業	〃	

9 集落の整備

集落において、住民同士が互いに助け合うはたらきは、本市の地域社会の基礎として成り立ってきた。しかし、生活様式の都市化や過疎化により、その機能は低下傾向にあり、コミュニティ活動や地域の貴重な伝統や文化が失われつつある。本市の活性化、地域の自立促進のためには集落機能の維持・振興は欠かすことができない問題であるため、長期的な展望を持ちながら、実情を踏まえた施策の展開が急務となっている。

(1) 現況と問題点

本市の、特に山間部の小集落においては、人口の減少や高齢化により、本来集落が果たしてきた生活の基礎的な機能の維持が困難になっており、集落そのものの維持についても検討を要する事態にきている。

また、集落の健全な維持のために、道路の整備や公共施設の適正配置等の行政による各種機能補完を行い、自治会組織活動や地域コミュニティの活動を活発化させ、集落機能の充実を図る必要がある。また、その集落が持つ課題を集落自らが解決していくために、自治会等や各種団体を組織する地域運営協議会の活動が今後益々必要となってくる。

それぞれの自治会の拠点となる自治公民館を、地域住民の学習の場、交流の場、生活文化の向上を図る場として位置づけ、それらをより一層充実させるために、自治活動を集約していく地区コミュニティセンターの整備をする必要がある。

さらに、新たな生活空間、国民の憩いの場、美しい風格ある国土形成といった新たな過疎地域の役割を担う意味でも、集落において都市住民の受入体制などの整備も検討していく必要がある。

(2) その対策

集落の生活環境整備については、生産基盤整備に加え、集落道路、農村公園、飲雑用水施設、コミュニティ施設などについても検討を行い、うるおいと快適な農村環境の形成に努める。

また、集落の活性化については、自治会活動の支援や住民意識の高揚に努めるとともに地域おこし協力隊など外部からの人材支援制度の活用を図っていく。これからの人づくり、地域づくりにおいて、自治会活動はますます重要性を増してきており、「参加・協力・実践」によって自らを高めていく住民自治を原則とした自治会活動を更に充実させるため、集落支援員を配置しながら、施設整備を図っていく。

さらに、若者の定住促進やU I J ターン者の新たな受入れの場としての整備や、グリーン・ツーリズムなどの都市との交流事業の核としての体制整備についても、地域の自然や伝統との調和を図りながら検討していく。

(3) 計画（平成28年度～32年度）

自立促進施策区分	事業名 〔施設名〕	事業内容	事業主体	備考
8 集落の整備	(3)その他	自治公民館整備事業 地域運営協議会事業 コミュニティマネージャー事業 地域おこし協力隊事業	自治会 地域運営協議会 市 〃	

		地域活性化事業	市	
--	--	---------	---	--

10 その他地域の自立促進に関し必要な事項

これまで述べてきたように、本市は過疎化の進行による人口減、後継者不足、急激な高齢化、地域活力の減退などの多くの課題を有する。これら過疎化のもたらす様々な弊害の防止のためには、人口流出に歯止めをかけ、移住・定住の促進を図り、交流人口の増についても力を入れながら活力ある地域づくりを行う必要がある。

幸いにも本市は、豊かな自然環境や観光資源、文化や人情などの魅力にもあふれており、これらの優位性を産業振興、生活環境整備、地域文化の振興、福祉充実などの諸施策に有効に生かし、U I J ターン者の受入れや、特に若年層の市民が希望をもって生涯設計できるようなライフステージに応じた切れ目のない支援、交通の立地条件を生かした企業誘致を促進し、地域の自立促進・活性化を図っていかなければならない。

(1) 現況と問題点

地域の自立促進・活性化を図るために必要な定住促進対策については、これまで産業の振興や企業誘致などのほか、陸上自衛隊えびの駐屯地の誘致、高等教育機関の誘致などにより進めてきた。しかし、駐屯地の部隊改編による隊員の減少やえびの高原国際専門学校が閉校したことにより人口は下降の一途をたどっており、定住人口の増加という根本的な課題の解決には至っていない。また、空き家バンクを設置することによりU I J ターン者への情報提供を行っているが、登録物件数が少なく十分なニーズ対応ができていないと言えない。

今後は、総合的に定住対策を進めると同時に、新規就農者や田舎暮らしを希望する人などに対するきめ細やかなサポートが必要とされ、それらU I J ターン者の受入れのための体制整備を図っていく必要がある。

全国的に婚活支援を行う自治体が一般的となってきたが、県も、みやぎき結婚サポートセンターを平成27年に開設し、その効果が大きいと期待されている。しかし、現状では本市からの登録が低調なままであり、積極的な活用が求められる。また、若年層が地域に定着するために、ライフステージに応じた、きめ細かい支援が必要となってきた。

さらに、地域の自立促進・活性化のためには、市民自らが率先して地域づくりを担っていくことが求められており、今後そうした活動を行政は市民と協働して行っていく必要がある。

(2) その対策

U I J ターン促進により都市部の活力を取り込み、地域の活性化を図るため、本市の魅力を効果的な手法によりPRし、都市住民との交流事業などを展開するとともに、相談窓口の設置など情報提供のための体制を整備する。また、空き家の把握・整備、住宅資金の融資などの居住に関する支援や、新規就農者への技術指導など、その受入れのためのサポート体制を整備し、引き続き地域おこし協力隊等を積極的に活用し、U I J ターン者が溶け込みやすい地域づくりに努める。

男女の出会いの場の創出を地域全体で積極的に支援していくことで、婚活に対する機運を盛り上げ、より積極的な参加等を促していく。また、新婚世帯の経済的不安を解消するために、的確な支援を行う。

これらの対策のほか、市民の自立を促し地域の活性化を図るために、市民参加型事業などの市民が主体となって実施するまちづくり活動を協働により行う。

(3) 計画（平成28年度～32年度）

自立促進施策区分	事業名 〔施設名〕	事業内容	事業主体	備考
9 その他地域の自立促進に関し必要な事項		移住・定住支援推進事業	市	
		お試し滞在助成金	〃	
		空き家バンク活動補助金	〃	
		空き家賃貸借契約支援事業補助金	〃	
		Uターン住宅改修等定住促進支援金	〃	
		地域農業活性化事業（地域おこし協力隊制度活用）※再掲	〃	
		林業活性化事業（地域おこし協力隊制度活用）※再掲	〃	
		新婚世帯家賃助成金	〃	
		住宅リフォーム促進事業補助金	〃	
		住宅取得定住促進支援金	〃	
		出合い推進応援事業	〃	
		えびの駅保存活用事業	〃	
		えびの市ぷらいど21事業	〃	
		市民提案型事業	〃	

事業計画（平成28年度～32年度） 過疎地域自立促進特別事業分（再掲）

自立促進施策区分	事業名 〔施設名〕	事業内容	事業主体	備考
4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域自立促進特別事業	子ども医療費助成事業 子育て支援対策基金積立	市 〃	
5 医療の確保	(3) 過疎地域自立促進特別事業	医師確保対策推進事業 地域医療支援事業 地域医療連携事業	市 〃 〃	
6 教育の振興	(4) 過疎地域自立促進特別事業	一貫教育推進事業 小・中学校ICT環境整備事業	市 〃	